

高知県営業時間短縮要請協力金（まん延防止） 早期給付申請等について

早期給付制度

令和3年8月27日から9月12日までの全期間を通じて、
営業時間の短縮等にご協力いただける高知市内の事業者のうち、
希望される方に協力金の一部を早期給付します。

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 早期給付対象者 | 令和3年度に実施した高知県の協力金の受給実績がある事業者（大企業を除く） |
| 早期給付額 | 1店舗当たり一律24万円（3万円×8日分） ※高知市内の店舗に限る |
| 申請受付期間 | 令和3年9月1日（水）から9月12日（日）まで |
| 早期給付時期 | 令和3年9月上旬（※）から順次給付 |

※提出書類に不備等がある場合は、訂正や再提出が必要となり、給付に時間を要することがありますので、ご了承ください。審査状況により、本申請分（残金給付申請分）と一括での支給となる場合があります。

早期給付申請の流れ

STEP. 1 早期給付の申請書類を作成・提出

協力金支給申請書（様式1）、早期給付申請書（様式2）及び早期給付に係る誓約書（様式5）の3つの申請書類を作成・提出してください。

※営業許可証・本人確認書類・通帳の写しについては、前回（5/26～6/20）の協力金の申請内容から変更があった場合は、提出してください。

STEP. 2 早期給付分の振込

9月上旬から順次、指定の口座に早期給付分の振込を行います。

STEP. 3 本申請（残金給付申請）の申請書類を作成・提出

別途、売上高方式で必ず本申請を行ってください。

※本申請を行わなかった場合は、早期給付分を返還していただきます。

STEP. 4 残金給付分の振込

本申請の審査完了後に順次、指定の口座に残金給付分の振込を行います。